**百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議**

**百舌鳥・古市古墳群水質調査業務**

**条件付一般競争入札実施要綱（紙）**

（趣旨）

第１条　この要綱は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議（以下「保存活用会議」という。）が行う、百舌鳥・古市古墳群水質調査業務の紙入札による一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「一般競争入札」という。）の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務対象）

第２条　この要綱の対象は、保存活用会議が行なう、百舌鳥・古市古墳群水質調査業務に係る一般競争入札とする。

（公告）

第３条　百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局長は、入札情報を、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議ホームページ（http://www.mozu-furuichi.jp/jp/news/。以下「ホームページ」という。）により公告する。

（公告事項）

第４条　入札案件について公告する内容は、次に掲げる事項とする。

（1）入札に付する事項

（2）入札参加資格

（3）入札参加資格届出書等の提出書類、提出先及び入札説明書、契約条項等を示す場所

（4）入札の日時及び場所

（5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（入札参加資格）

第５条　一般競争入札に参加することができる者は、公告に示す入札参加資格を満たすほか、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条の第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条の第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く）でないこと。

（2）入札案件の公告日から開札の日までの期間において、次のアからオのいずれにも該当しない者

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61 号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

エ 大阪府、大阪府以外の自治体、もしくは国との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者

オ 大阪府以外の自治体もしくは国が定める入札に関する要綱等において、上記アからウの内容に該当する者

（入札への参加）

第６条　入札に参加しようとする者は、第４条の規定により公告する内容に従い、入札参加資格を満たすことを届け出なければならない。

（入札の辞退）

第７条　入札書を提出した者が入札を辞退するときは、開札までに入札辞退届を提出しなければならない。一旦、入札を辞退したときは、それを撤回し、再度入札を行なうことはできない。

２　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

（入札説明書及び仕様書等に対する質問）

第８条　入札希望者は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書等に関する質問を行うことができる。

２　前項の質問に対する回答は、ホームページにおいて行う。

（入札方法）

第９条　入札は、保存活用会議が定める　百舌鳥・古市古墳群水質調査業務委託　一般競争入札心得（以下「心得」という。）に基づき実施する。

２　心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第４条の規定により公告する事項において明らかにするものとする。

（入札保証金等）

第１０条　入札保証金は、免除する。

２　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額の100分の２に相当する金額を徴収する。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

(1) 大阪府入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2) 大阪府入札参加停止要綱別表６（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止１ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(4) 死亡・傷病・退職により配置予定者等注）が欠けるため契約を締結しない場合

注）配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

（入札結果の公表）

第１１条　入札結果の公表は、落札決定後にホームページにおいて行う。

（秘密の保持）

第１２条　職員は、業務を行う上で知り得た未公表又は非公表情報を漏らしてはならない。

２　職員は、予定価格等を推測することができる設計金額等の入札情報の遺漏を防止するため、設計書等の秘密書類を施錠できる金庫、ロッカー等へ保管するなど入札情報を厳重に管理しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めのない事項は、心得及び一般競争入札説明書による。

第１４条　この要綱は、百舌鳥・古市古墳群水質調査業務の完了を以って、効力を失う。

附則

　この要綱は、令和４年５月１１日から施行する。